

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針

(関連箇所を抜粋)

環境物品等の調達に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使

用の促進]の趣旨に則るものである。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。
- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等 別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者(各省庁等にあつては局長(官房長)相当職以上の者)とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することが有効である。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

別記

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

【判断の基準】： 本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

【配慮事項】： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

2. 紙類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙配合率70%以上であること。 ②塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

15. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	

		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		園芸資材	パークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調機	
		配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	表 4
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	

		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2} cm/sec以上であること。

塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗 料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
園芸資材	パークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満足すること。 ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物) 70me q/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% ・幼植物試験の結果 生育障害その他異常を認めない ・窒素全量〔N〕(現物) 0.5%以上 ・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕(現物) 0.2%以上 ・加里全量〔K ₂ O〕(現物) 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	【判断の基準】 ①製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。 ひ素 0.005% カドニウム 0.0005% 水銀 0.0002% ニッケル 0.03% クロム 0.05% 鉛 0.01% ②その他の制限事項 ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ウ. 有機物の含有率(乾物) 35%以上 エ. 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ. pH 8.5以下 カ. 水分 50%以下 キ. 窒素全量〔N〕(現物) 0.8%以上 ク. りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕(現物) 1.0%以上 ケ. アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用する当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>																									
タイル	陶磁器質タイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。</p> <p>②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>※資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="423 837 960 1428"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr> <tr><td>廃ゴム</td></tr> <tr><td>廃ガラス</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
再生木質ボード	<p>パーティクルボード</p> <p>繊維板</p> <p>木質系セメント板</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。</p>
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>○冷房の成績係数が1.05以上であること。</p>

備考) 1 吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が25kW以上の吸収冷温水機に適用する。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

空調用機器	水蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①水蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	---

備考) 1 「水蓄熱式空調機器」とは、水蓄熱ユニット又は水蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「水蓄熱式空調機器」の判断の基準は、水蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①水蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②水蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位 kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位 kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,250 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

C_h：暖房標準能力（単位 kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位 kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,250 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であつて、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	---------------	---

備考) 「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗淨装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗淨水量が4l/回以下であり、また、使用状況により、洗淨水量を制御すること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																				
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="306 373 950 528"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5~15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																	
7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																	
15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																	
30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																	
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="293 679 964 1433"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 ≤ P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 ≤ P < 103	105	103 ≤ P	105	バックホウ	P < 55	99	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	106	206 ≤ P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P	107	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 ≤ P < 103	103	103 ≤ P < 206	107	206 ≤ P	107	パイプロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 ≤ P < 103	102	103 ≤ P	104
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																			
ブルドーザー	P < 55	102																																																			
	55 ≤ P < 103	105																																																			
	103 ≤ P	105																																																			
バックホウ	P < 55	99																																																			
	55 ≤ P < 103	104																																																			
	103 ≤ P < 206	106																																																			
	206 ≤ P	106																																																			
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																			
	55 ≤ P < 103	104																																																			
	103 ≤ P < 206	107																																																			
トラクターショベル	P < 55	102																																																			
	55 ≤ P < 103	104																																																			
	103 ≤ P	107																																																			
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																			
	55 ≤ P < 103	103																																																			
	103 ≤ P < 206	107																																																			
	206 ≤ P	107																																																			
パイプロハンマー		107																																																			
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																			
	55 ≤ P < 103	102																																																			
	103 ≤ P	104																																																			

	アースオーガー	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	105
		206 ≤ P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	さく岩機(コンクリートブ レーカー)		106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101
55 ≤ P		104	
コンクリートポンプ(車)	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	103	
	103 ≤ P	107	
コンクリート圧砕機	P < 55	99	
	55 ≤ P < 103	103	
	103 ≤ P < 206	106	
	206 ≤ P	107	
アスファルトフィニッシ ャー	P < 155	101	
	55 ≤ P < 103	105	
	103 ≤ P	107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55	101	
	55 ≤ P	105	
発動発電機	P < 55	98	
	55 ≤ P	102	

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。</p>
舗装（表層）	路上表層再生工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。</p>

備考）専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。</p>
--------	----------	--

備考）舗装計画交通量1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。</p>
--------	-----------------------	--

表5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
高機能舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
-------	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国土交通省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

1. 特定調達物品等の平成15年度における調達の目標

平成 15 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 15 年 2 月 28 日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすものをいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類（9 品目）

【情報用紙】 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター 用塗工紙 OCR用紙 ジアソ感光紙 【印刷用紙】 印刷用紙（カラー用紙を除く） 印刷用紙（カラー用紙） 【衛生用紙】 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類（72 品目）

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー削りバー
連射式クリップ
事務用修正具(テープ)
事務用修正具(液状)
クラフトテープ
粘着テープ(布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり用)
スポンジケース
紙めくりクリーン
鉛筆削(手動)
OA クリーナー(ワイドタイプ)
OA クリーナー(縦タイプ)
レターケース
メディアケース(FD
・CD・MO用)
マウスパッド
OA フィルター(テラストップ
(CRT・液晶)用)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHP フィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり(液状)
のり(澱粉のり)
のり(固形)
のり(テープ)
ファイル

バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 黒板拭き ホワイトボード*用レザ* 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 (手動) 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型）	
---	--

3. 機器類（10品目）

いす 机 棚 収納用什器(観外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. OA機器（11品目）

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置	平成15年度に購入する物品及び平成15年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

ディスプレイ シュレツダー	
------------------	--

5. 家電製品（5品目）

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 ビデオテープレコーダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

6. エアコンディショナー等（2品目）

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------------------	------------------------------

7. 照明（2品目）

蛍光灯照明器具 蛍光管	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------	------------------------------

8. 自動車等（3品目）

8-（1）自動車

一般公用車（*1）	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は☆☆☆かつ低燃費車（*2）のいずれかを180台調達予定。 この他、燃料電池自動車を1台継続リースする。
一般公用車以外の自動車	① 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は☆☆☆かつ低燃費車（*2）・☆☆☆かつ基本方針の燃費の基準を満たすLPガス車のいずれかを363台調達予定。 ② ①を含め自動車の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

*1 一般公用車とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。

*2 ・☆☆☆・・・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）の基準の75%低減レベルの低排出ガス自動車として国土交通大臣の認定を受けたもの。

・低燃費車・・・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた燃費基準を達成した自動車。

8-（2）ITS対応車載器

ETC対応車載器	264個を調達予定。
VICS対応車載機	375個を調達予定。

9. 制服・作業服（2品目）

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------	--------------------------

10. インテリア・寝装寝具（7品目）

カーテン 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

11. 作業手袋（1品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. その他繊維製品（3品目）

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------	--------------------------

13. 設備（4品目）

太陽光発電システム	事務所用電力として3箇所、15kW程度及び国営公園施設用の電源として2箇所、60kW程度の設備を調達予定。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	食堂・事務所に14台調達予定。

14. 公共工事

公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成15年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- 建設汚泥から再生した処理土については、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- 土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立柱材、覆土材等において、その使用を推進する。
- 再生加熱アスファルト合材については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
- 再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつ

-
- つ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- 高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。
 - フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
 - 銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
 - 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
 - 鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
 - 間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
 - 高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
 - フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
 - 透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
 - 下塗用塗料（重防食）については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
 - 低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料については、車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
 - パークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
 - 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材も含む）については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
 - 環境配慮型道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
 - 陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
 - 断熱サッシ・ドアについては、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
-

-
- パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
 - 繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
 - 木質系セメント板については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
 - 断熱材については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
 - 照明制御システムについては、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
 - 吸収冷温水機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
 - 氷蓄熱式空調機器については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
 - ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
 - 排水用再生硬質塩化ビニル管については、建築設備工事において、建物の排水用に塩化ビニル管を用いる場合には、その使用を推進する。
 - 自動水栓については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
 - 自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
 - 排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。
 - 低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
 - 建設汚泥再生処理工法については、建設汚泥が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥再生利用技術基準(案)」又は「建設汚泥リサイクル指針」、また、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき品質の確保に留意する。
 - コンクリート塊再生処理工法については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生コンクリートについては要求される強度、耐久性を満足するよう品質の確保に留意し、再生骨材については「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」に基づき、粒度調整可能な破砕機による破砕、選別、混合物除去等を行い品質の確保に留意する。
 - 路上表層再生工法については、道路の表層を補修する場合に、専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、その使用を推進する。
 - 路上再生路盤工法については、舗装計画交通量1000台/日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
 - 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、道路等の切土法面や盛

- 土法面において、その使用を推進する。
- 排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
 - 透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
 - 屋上緑化については、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

なお、調達目標の設定については、平成14年度特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、次年度以降定量的な目標を設定していくこととする。

15. 役務（4品目）

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る処理を行う食堂を8件調達予定。
自動車専用タイヤ更生	自動車整備等の際に9件調達予定。

II. 特定調達物品等以外の平成15年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

1. 帽子、腕章を調達する場合には、制服・作業服の調達目標に準じて調達する。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. 上記のほか、環境物品等の調達に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 省内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制の概要は、別紙のとおりとする。
2. 本調達方針は、全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品を納入する事業者に対して、新規に自動車を購入する場合には基本方針で定められた自動車を購入するよう働きかける。
7. 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会では、法に関する事項を含め、公共工事の環境負荷低減に関する事項について検討する。また、これらの検討に際しては、学識委員会を設置し、公共工事の環境負荷低減施策の方針全般に関する提言・助言を頂きつつ進めることとする。
8. 下記の事項については、モデル工事等を通じて今後の本格的な調達の可能性について検討する。
 - ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを構築し、運用するモデル工事を実施して、その効果や課題を把握する。

国土交通省グリーン調達推進体制

官房長・総合政策局長

○ 特定調達品目の環境負荷低減省内連絡会

座長：官房会計課長
(副) 総合政策局環境・海洋課長
官房参事官
 〃 秘書課長
総合政策局総務課長
 〃 国土環境・調整課長
国土計画局総務課長
土地・水資源局総務課長
都市・地域整備局総務課長
河川局総務課長
道路局総務課長
住宅局総務課長
鉄道局総務課長
自動車交通局総務課長
海事局総務課長
港湾局管理課長
航空局経理補給課長
北海道局予算課長
海上保安庁主計課長
気象庁経理課長
海難審判庁総務課長

○ 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会

座長：官房技術調査課長
 〃 公共事業調査室長
総合政策局国土環境・調整課長
官房地方課長
 〃 官庁営繕部営繕計画課長
 〃 〃 建築課長
 〃 〃 設備課長
総合政策局事業総括調整官
 〃 建設施工企画課長
都市・地域整備局街路課長
 〃 公園緑地課長
 〃 下水道部下水道事業課長
河川局河川環境課長
 〃 治水課長
 〃 砂防部保全課長
道路局国道課長
 〃 地方道・環境課長
住宅局住宅総合整備課長
 〃 住宅生産課長
港湾局建設課長
 〃 環境整備計画室長
航空局飛行場部建設課長
北海道局企画課長
海上保安庁灯台部工務課長
関東整備局企画部長

事務局

官房会計課
総合政策局環境・海洋課

各局調達担当課長補佐等

地方支分部局等

事務局

官房技術調査課
 〃 公共事業調査室
総合政策局国土環境・調整課